る国 国際 際的 テな 口不 リ正 ス資 ト金 の等 財の 産 移 の動 凍 等 結に 等対 に処 関す する るた 特め 別の 措 国 置際 法 連 等合 の安 一全 部保 を障 改理 正事 す会 る決 法 議 律 第 千 新二 旧百 対六 照十 条 七 文 号 を ま え 我 が 玉 が 実 施 す

Ħ

次

	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	本	
Î				る		本則	
至于	玉	組	外	特	玉		
_	際	織	玉	別	際		
目	的	的	為	措	連		
-	な	な	替	置	合		
5	協	犯	及	法	安		
Ë	力	罪	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	$\overline{}$	全		
ŧ	\mathcal{O}	\mathcal{O}	外	平	保		
	下	処	玉	成	障		
Ź.	に	罰	貿	$\stackrel{-}{-}$	理		
〕	規	及	易	+	事		

 \bigcirc 伢 条公等 罪関衆に に係等関 脅す 迫る 目沒 的 徘 0) ~ 犯平 罪成 行三制び法六会 為年薬犯《年決 の法物罪昭法議 た律に収和律第 め第係益二第千 の九るの十百二 資十不規四二 百 金四正制年十六 等号行等法四十 \mathcal{O} 為に律号七 提(を関第)供抄助す二(長る百抄を の(す法二 処第る律十へま 罰四行へ八第え に条為平号一我 関関等成)条が す係の十へ関国 る 防一抄係が 止年を法(実 法 施 律 図律第 す る第二 亚 る 成 た百条 玉 め三関 + 際 の十係 兀 テ 年 麻六 口 薬 号 IJ 法 及 律 ス び〜 第 1 六 向 抄 \mathcal{O} + 精 財 七 神へ 産 薬 第 号 \mathcal{O} 取三 凍 締 条 結 抄 法 関 筡 等 係 に \mathcal{O} 関 第 特 す

 \bigcirc 五. ょ る 収 益 \mathcal{O} 移 転 防 止 に 関 す る 法 律 亚 成 +九 年 法 律 第 十 号 抄 第 六 条 関 係 58 50 49 42 17 1

十法定条星金察入 リ決法国 条の合係モ済へ管 に昭理 ト関和及 セすニび ンる十難 シ法九民 ン律年認 (法定 グ 記平律法 録成第一 の二百昭 適十六和 正一十二 な年二十 取法号六 扱律)年の政 の五抄令 確十一第 保九 (三 に号附百 る抄十号 法 律(条((附関抄 平則係 成第 二十 附 + = 則 八条 第 年 関 + 法係 条 関 律 第 係 七 + 七 号 抄 附 則 第 78 76 74 73 72

則 十 五等複関 一観 係部光 を施 改設 正区 す域 る整 法備 律 法 0 ~ 施 平 行成 に三 伴十 う年 関法 係律 法第 律八 の十 整 号 玾 等 に抄 関 す る附 法則 律 第 十 令 四 和条 四関 年 係 法 律 第 六 + 八 号 抄 附 79

中略

犯 罪 に ょ る 収 益 \mathcal{O} 移 転 防 止 に 関 す る 法 律

 \bigcirc

平 成 + 九 年 法 律 第二十二号) (抄) 第 六 条 関 係 傍 線 部 分 は

改

īF.

案

確方も定ち中上一特四ノ 認法の取同欄欄を定条取 をにを引表にに除事 行よ除 の定掲く業特時 わりくと下めり 石戸部か、。い欄るる以(事認 け当ごいに業特下第業等 `定務定同十者 れ該を ば顧行同めへ事じ二へ な客う項る以業 ら等に前取下者ごに なに際段引っのはお条 いつしに、特区、い第 。いて規次定分顧て ては定項業に客 す第務応等弁第 次主る二 じと護四 に務取号とその士十 掲省引にいれ間等五 げ令におうぞでし るで該い ħ 事定当て一同別い掲 項めす「の表表うげ のるる特うのの

`主の て項にて政 掲は令前務各特く で項省号定四 第のげ 一確る資定各令の事 号認特産め号 でい業 イを定及るに定ず者略 又行事び額掲めれはご はわ業収をげるか、 口な者入超る とに顧 にけにのえ事こ該客 掲れあ状る項ろ当等 げばつ況財並にすと るなて、産びよるの 取らは第のに り取間 二移当 引で 引な にい前条転該当を 。項第を取該行特 二伴引顧う定 ての号項うが客に業 行場に第場そ等際務 う合掲四合のにしの 同にげ十に価つて う 項おる六あ額いはち 第い事号つがて、次

現

行

改

正

部

分

一な業別方も定ち中上一特四 法の取同欄欄を定条取 で項省号定四れに団にを引表にに除事 」の定掲く業特時 ばあ第 よ除 りくと下めげ。 者定確 。い欄るる以〔事認 当いに業特下第業等 なは六 号該を V) , 定務定同十者 。第か顧行同めへ事じ二 客う項る以業 5 号第等に前取下者)に二四に際段引「のはお条 に際段引っのはお条 つしにへ特区 に十 い第 掲 九 いて規次定分顧て二 げ号 ては定項業に客 、す第務応等弁第 るま 事で次主る二 」じと護四 の務取号とその士十 項に の掲各省引にいれ間等五 確げ 令におうぞでし れ、とに 認る で該い 定当て一同別い掲 を特第 行 定 めす「の表表うげ わ事条るる特うのの

2 `主の な前かて政 は令前務各特分け者 い項 資定各令の事 兀 産め号でい業へなつ四 の号十 場に九及るに定ず者略らて十 び額掲めれは 合 掲 号 にげま収をげるか おるで入超るとに顧 い事にのえ事こ 該客 て項掲状る項ろ当等 げ況財並にすと 第のるへ産びよるの 一確特第のに り取間 号 認 定 二移当 引で イを事条転該当を 又行業第を取該行特 はわ者 二伴引顧う定 ロなに項うが客に業 にけあ第場そ等際務 掲れつ四合のにしの げばて十に価つてう るなは六あ額いはち 取ら 、号っがて 次

一にに収のる一 い 必 よ 入 方 関 号 要るの法連に な届状と取掲 略度をの異時る に行確な確事 おう認る認項 いべは方をの てき 法 行 確 行場第につ認 う合八よたは もに条り際 の該第行に第 と当一 う採一 すす項もつ号 るる又のたイ かはと当又 ど 第 し、 該は 事口 か項資項に のの産の規 判規及確定 断定び認す

5

に分適い他等い 。令国自定 るげ応に るじつつで は表はるる公顧と `とも共客の ` Ø そ第次きの団等間 れ二のに〜体とで ぞ欄表は以 ` 異 現 れにの 、下人なに 表げーーのの場定 のる欄項項な合取 第規に又にいで引 四定掲はお社あ等 欄中げ第い団つの に同る二て又て任 掲表顧項「は げの客の国財当当 る第等規等団該た 字三の定しそ顧っ 句欄区のとの客て

す掲に用う政がる特4 然事 字、いで定地人業略へ限出況は引げ 句同てあめ方が者 同掲第第こ格る特

> ・ - う - う 採 - 引 5 か項もつ号に 三のののたイ際 判規と当又し 略にに 事口行 必よ資項にう 要る産の規同 な届及確定項 限出び認す第 度を収のる一 に行入方関号 おうの法連に いべ状と取掲 てき況は引げ 行場の異時る う合確な確事 もに認る認項 の該は方をの 当 法行確 すす第に つ認 るる八よたは か条り際 ど第行に第

5 3

とに分適い他等い う 政 が る 特 4 。令 国 自 定 掲に用 るげ応に つで、然事へ 、いで定地人業略へ断定し該はて 句同てあめ方が者) は表はるる公顧と とも共客の \mathcal{O} そ第次きの団等間 れ二のに、体とで ぞ欄表は以、異現 れにの、下人なに 同掲第第こ格る特 表げーーのの場定 のる欄項項な合取 第規に又にいで引 四定掲はお社あ等 欄中げ第い団つの に同る二て又て任 掲表顧項「は に げの客の国財当当 る第等規等団該た 字三の定しそ顧っ 句欄区のとの客て

			くが 対団 で は は	国等(人
	第二項	(略)		第一項
の移転を伴う場合にめる額を超える財産の価額が政令で定	前項各号に掲げる事	(略)	っては、第一号)	次の各号(第二条第
	(略)	(略)		第一号

く財社格国

団団の等

を又なっ

除はい人

項

次

に

第

号

に

略

項

略 略

え令引事前

財定そ並各

産めのび号

のる価にに

移額額当掲

転をが該げ

を超政取る

るでが項項略

6	
(略)	はい人 財社格 団団の 又な
	第二項 第
	(略) (略) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格
	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (の形) (の形) (の形) (の形) (の形) (の形) (の形) (の形
6	
(略)	はい人 財社格 団団の 又な
	第二 (略) 項
	収入の状況(第二項第四十六号 別の各 関連 では、資産 及び では、資産 及び でに が 事 産 を でに が 事 産 が 事 を か る の な の な が 事 産 か の な が 事 産 か の な が 事 産 か の な が 事 産 か の な か す か の な か す か す か す か す か す か す か す か す か す か
	(略 で 三 か 第

引 記 等 作 成 義 務 等

方受額項定第る けの 七 へれ他当法任でに受二特第条取 略ばの該に行あお任項定 な主特 よ為 るい行第事条 ら務定りの財て為四業第略録 、代産同の十者 な省受 い令任顧理のじ代六は項 で行客等処 理 号 定為等を分) 等に特四 めのの除のをを掲定十 る代確き代行いげ受六 事理認 理つうる任号 。者行か 項等記直そた にを録ちの場以の為ら 関行をに他合下項の第 す っ検 、のにこの代四 るた索主政はの中理十 記期す務令 条欄等九

録日る省でそ及にへ号

を及た令定のび規別ま

作びめでめ価次定表で

成内の定る額条す第に

し容事め特が第る二掲

なそ項る定少二特条げ

八一 わ し 取 引 \mathcal{O} 届 出

2 第 該 行 条 ょ 特 特 第条疑 る \mathcal{O} 特 届 で 定 が 0 定 定 罪 収 受 け 定 あ 7 事条 受 る 若 益 任業第略い 出 11 な る と る L 任 で 行 者 認 < あ 疑 行 為は項 \Diamond 為 れ は る \mathcal{O} 第 11 5 ば が 麻 \mathcal{O} 疑 代 特四 な れ あ 薬 代 理定十 1 らな る 等 ょ る 特 理 受 が 七 等 り 場 カコ 例 あ に 任号 どう 合 る 法 に お 行か に 第 関か 政 為ら 1 تلح の第 令 お カュ 六 L 7 組う を 条 収 代四 1 織か て 受 判 \mathcal{O} 定 理十 は断 罪 等九 的 L \Diamond 又 た る に 犯 に 号 当 罪 速 は 財 該 事 つま 事 項 B た 処 顧産 で る 罰 客 項 を れ 各 か が て 12 に 等 行 ら行 法 犯 掲 の為第が罪 次 政

> 七 引 記 \mathcal{O} 作 成 義 務 等

2 第

で行客等処 定第 る 受 定為等を分 特第条取 めのの除のを任項定 る代確き代行行第 事条 理 認 理つ為四業第略録 項等記直そたの十者二 にを録ちの場代六は項 関行をに他合理号 つ 検 `のに等に特四 るた索主政はを掲 定十 記期す務令 `い げ 受 六 録日る省でそうる任号 を及た令定の 者行か 作びめでめ価以の為ら 成内の定る額下項の第 し容事め特がこ の代四 なそ項る定少の中理十 方受額条欄等九 けの れ他当法任でにに一号 の該に行あお規別ま な主特よ為るい定表で ら務定りの財てす第に 、代産同る二掲 な省受 い令任顧理のじ特条げ

3 略

新八~ 設条 疑 わ L 略い 取 引 \mathcal{O} 届 出

〜 第

- 61 -

第 5 4 3 方る令収の等の め十一 引一 一|れ|定 る条外 との項特法かで益態 特前八理 6 0 お認 政 る 8 定にど定移様と 第事 玉 玉 を 届 条 士 る 又 定 第 会 第 11 事ようめ転そい 計 又 特 為 当出は 項 係 法 7 業りかる危のう者行を頂除他。 略者該 進 法 は定替 第 任の 条 条 が 律 士 昭第 用法 地事取 に 疑と 者行を項険他 行 規 第 第 含 \mathcal{O} 漏わい項 (わ確目度の 域業引 為定 和 昭 ま す 第 うのそな認に調事にの を者に 項 らし 項 る 和 項 n 定 規 のけす 十第 場 除は係 しい 従查情係代 +第 第 ょ る に く 。 顧 通 $\overline{}$ 定役れる て取 つ書及る理 六 四 七 兀 + 兀 場 ょ る 合 は引をに員ば方 てのび取等判 年十 条 + ŋ を +以客知 なの行よ及な法当 内第引。 断 法九 含 八 年 七 は 下と義 ら届おるびらそ該 律号む 号 同 号 容 三時以 法 は 5 こ本務 に う届使なの取 を条確下 第 12 法 に な出 律 L と出用い他引勘第認 の邦 掲 いに 第 掲 第 第 掲 7 係 条か すへ人 の等案三のの 百げ +げ 兀 げ 限 は る以を る 号 主にし項結項項 る 六 にら る る な り 含さと又 `に果に お外 顧 務 疑 +条 特 特 で 特 5 \mathcal{O} 客 省わか規 な い国 お取 七定 \mathcal{O} 定 第 定 な 等 令しつ定当 事 て い引 号 事 事 1 又はわ でい す該 業 同政 業 第 又 令で は行しは 定点主る取 第 六 と 者 は ` 項 لح そっい めが務犯引 取前) 定 るあ省罪等引項 のた取第 十税 さ に 公 行 第 3 2 4 め十 ・ に 疑 と 一 。の引勘第確 る条外 5 漏わい項特 主に案三認前 玉 らし うの定 玉 務疑し項の項 。規 事 又 特 為 省わ `に結の しい 略て取一定業 は定替 令しか規果規 でいつ定 地事取 は引をに者 定 、す当に 域業引 なの行よ 定点 を者に ら届 めが主る該よ おるそ う 届 め と 出 役 るあ務犯取る 除は係 な出 方る省罪引判 いに る 顧通 係する員 法か令収の断 るる以及 にどで益態は、 よう定移様、 以客知 下と義 顧 下び 客と「使 こ本務 りかめ転そ同 の邦 等又疑用 行をる危の項 又はわ人 条か わ確項険他の は行しを な認目度の取 にら お外 そつい含 けすに調事引 れる従査情に い国 のた取む こ引との ば方 て〜 っ書及係 な法てのびる 同政 関 を届 らそ当内第取 令 当出 で なの該容三引 係) 定 者該し い他取を条時

 通本とも替にのへ 4 知人きの取お政向 し特はを引い令け て定 除業てでた 略行事当く者 定支 わ項該 (当め払 なそ顧以当該るに けの客下該支方係 れ他及こ政払法る ばのびの令をに為 な事当条で他よ替 ら項該に定のる取 なで顧おめ特も引 い主客いる定のへ 務のて国事を小 省支同又業除切 令払じは者く手 での 地又 定相) 域は一振 め手にに外を出 る方委所国行し もに託在所うそ の係すす在場の をるるる為合他

所 在 電 子 決 済 手 段 等 取 引 業 者 لح \mathcal{O} 契 約 締 結 \mathcal{O} 際

、号る第規十に十のへ 、行る電 を子除手電う電子外に特二定二掲条確外 継決く段子者子決国お定項す条げの認国 を決を決済所い事第るのる二 的手以い済い済手在て業一電八特 に段下い手う手段電「者号子第定特 、段 。段関子電にか決二事定 は交じ同众以関連決子限ら済項業事 条同下連業済決る第手の者業) 第法こ業務手済 十段規並者 しにの九第の務へ段手次五等定びへ 伴移項二条を同等段条号取にに第 う転に条にい法取等及ま引よ資二 も、規第おう第引取びで業り金条 。二業引第及者同決第 の同定五い ~ 条 者 業 を条す項て びと法済二 を除第るに同と第一者十第み第に項 く十特規じ同十外し 三な二関第 。項定定 。種一国と条 十さ条す三 以に信す) 類項にい第 一れ第る十 す下規託るとのに所う二 号る十法一 。項に第二律号 る同定受電の業規在 じす益子間務定し)第掲二項第の 。る権決でをすては二げ条に六二

> い主とも替にのへ 務きの取お政向 省はを引い令け 除業てでた 令 で当く者 定支 。一当め払 定該 め顧以当該るに る客下該支方係 もにこ政払法る の係の令をに為 をる条で他よ替 通本に定のる取 知人おめ特も引 し特いる定のへ て定て国事を小 行事同又業除切 わ項じは者く手 $^{\circ}$ \mathcal{O} なそ 。地 又 けのご 域は れ他にに外を出 ばの委所国行し な事託在所うそ ら項すす在場の なでるる為合他

2

所 在 子 決 済 手 段 取 引 業 者 \mathcal{O} 契 約 締 結 \mathcal{O} 際

第 。を決を決済所いる第規十に十のへ 続 済 的手以い済い済手在て特二定二掲条確外 に段下い手う手段電「定項す条げの認国 、段 。段関子電事第るのる 又の同 は交じ同一以関連決子業一電八特 °条同下連業済決者号子第定特 一第法こ業務手済にか決二事定 しにの九第の務へ段手限ら済項業事 て伴移項二条を同等段る第手の者業 う転に条にい法取等 。十段規並者 も、規第おう第引取次五等定びへ 。二業引条号取にに第 の同定五い بل $\overline{}$ を条す項で 条者業及ま引よ資二 を除第るに同と第一者びで業り金条 く十特規じ同十外し 第及者同決第 。項定定 種一国と 容 びと法済二 と以に信すご類項にい十第み第に項 下規託るとのに所う 三な二関第 条十 さ 条 す 三 る同定受電の業規在 じす益子間務定し 第一れ第る十 。る権決でをすては二 号る十法一) 電を済 、行る電 項に第二律号 締を子除手電う電子外に掲二項第の 結継決く段子者子決国おげ条に六二

一に 掲 当 締 げ該結 る外す 事国る 項所に の在際 確電し 認子て を決は 行 済 わ手主 な段務 け等省 れ取令 ば引で な業定 ら者め なにる いつ方 。い法 てに ょ 次り

な者る顧事該他にこ済ごにるす引の該を十二 けを他客項依の対の手のお国る業電移受条電 略れ除ののそ頼電し条段顧い又外者子転けの子 く電たのを子て及等客ては国 ○決をて三決 子め他行決行び取と「地電資済受電 済 決にのっ済 う第引し他域子金手取子電手 な又済当事た手と二 業てのに決決段顧決子段 いは手該項顧段き十者電電所済済等客済決の 当段移で客 (手 済 移 等 等子子在手に取 該等転主及取又条に決決す段関引当段手転 委取に務び引は第委済済る等す業該の段に 託引係省当業受二 託手手も取る者移移等係 を業る令該者取項し段段の引法又転転取る 受者電で受 等 顧 第 ての等を業律はをを引通 い管取除者第外受行業知 け等子定取 に 客 (決め顧委に号る理引くを二国けう者義 当済る客託対にもを業 °い条電る場は務 た 当済る客託対にもを業 に該手もにすすおの当者)い第子者合、 通委段の係るるいを該等(、十決でに顧 知託のをると当てい他」以政三済あお客 しを管当本き該同うのと下令項手ついか 。電いこでに段ててら て受理該人は移じ 。 以子うの定規等 、、依 下決 。 条め定取他当頼 行けを受特 転 わたす取定当を一下決

> る外す ・ 事 国 る 項所に の在際 (確電し 略認子で を決は 行 済 わ手主 な段務 け等省 れ取令 ば引で な業定 ら者め なにる いつ方 。い法 ょ 次り に 掲 当 げ該

託引係省を子てこ済~にるす引の該を十 を業る令行決行の手のお国る業電移受条電 う条段顧い又外者子転けの子 つ 済 け等子定た手と及等客ては国へ決をて三決 ○ 決め顧段きび取と「地電資済受電 、第引し他域子金手取子電手 当済る客等 に該手もに取又二 業てのに決決段顧決子段 通委段の係引は十者電電所済済等客済決の 知託のをる業受二 等子子在手に取べ手済移 しを管当本者取条に決決す段関引当段手転 て受理該人等顧期委済済る等す業該の段に 行けを受特に客二託手手も取る者移移等係 わたす取定委に項し段段の引法又転転取る な者る顧事託対にての等を業律はをを引通 けを他客項すすおい管取除者第外受行業知 れ除ののそるるいる理引くを 二国けう者義 く電たのと当てもを業 。子め他き該同の当者 。い条電る場は務 子め他き該同の当者)い第子者合、決にのは移じを該等(、十決でに顧 、十決でに顧 。い他 」以政三済あお客 な又済当事 転 いは手該項当を)うのと下令項手ついか 当段移で該他に。電いこでに段て 該等転主依の対以子うの定規等、、依委取に務頼電し下決。条め定取他当頼

2 略

玉 所 在 暗 産 換 \mathcal{O} 約 結 \mathcal{O} \mathcal{O}

新

す続る的 号 下 (号資 + 在 資 暗 確 玉 条 当 に に U 法 産 金 認 所 産 以 号 以 \mathcal{O} を 決 資 該 交 兀 在 際又 \mathcal{O} 第 下 下 換 置第外 交 済 行 暗 は 産 L 業 て に 玉 わ 号 反 換 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 交 暗 所な は復 等 第 関換 資 移 条 を 号 業 条 在 け 産 12 転 + に す 資 L 11 暗れ る 交 て 伴 兀 う 者 産 第 主 お 号 ば 換 務 行 う 同項 法 交 1 うこと 業 資 な 省 も法 に 7 律 外 換 項 第国 者 第 第 産 5 令 \mathcal{O} 規 同 業 な を 同 じ 者 交 に で 定 換 定 を 条 除 す 種 条所 + 0 <_ لح 業 内 1 \Diamond 第 る 類 第在 号 者 る 容 十 暗 \mathcal{O} + 7 L 11 て 方 と 業 う が 以 五. 号 \mathcal{O} 五. 12 す 法 項 資 間 務 項暗 掲 下 次 第 に 同に に に る 産 で を 号 げ 掲 契 行 規資 兀 ょ じ 規を は る 条 約 う げ ŋ 定い 定産 暗 特 う。 者 す交る換 号資 る を す 外 定 る 第 事 締 を を 玉 事 産 継 項該結 暗 暗業

- 65 -

条か所統

0

取

引

確

認

等

相 所

措 す

置

 \mathcal{O} 玉 在 認 う

施

に

関 外

し

第

+

実 以

在

す

る

玉 す 施 V

又

は

当

該

る

外

 \mathcal{O}

玉 交

に

括 \mathcal{O} 置

管

理

る者

を び

当

該

玉

所

暗

号

資

産

換

 \mathcal{O}

置業

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

取 を な

引

時

確 て

当 態

措

置

確

 \Diamond

受 監

け 督 行 八 時

1

1

う。

ることそ

準

と

主 認

務 等 る

省 相 状

令で

定

8 を

る 的

基

準

12 行

適 う あ お

合

す

る

 \mathcal{O}

適

切 職 5

を受 う当 条

け 該 で

7

1

る

状

態

次 は

号 当

に

て

単

る

務を 第

所 12

在 規 当 在 外 引 確 に 次

す

る

玉

又 行

該

外 職

 \mathcal{O}

関 当 五.

国務

機相

カン

+

ま

定

す

る

政

庁

 \mathcal{O}

に

そ措

う。

他

 \mathcal{O}

設

並

に を \mathcal{O} 及

取 的

時に

確行

等た

相め

措必

置要

実 営

を所

な

当 に 引 ょ

 \mathcal{O}

き者施業

条

カン

5

八

で

び

 \mathcal{O}

規

定

12

る

措

以 条

下こ ま

号

お 条

11

て

取

時 る

認 置

等

確措

相相

15

制 を 備 L て 11 ること。

。 て も 資 産 \mathcal{O} 当 行 うこと 交 と 該 換 外 \mathcal{O} 業 間 玉 を 者 所 で 内 暗 で 在 容 号 あ 暗 لح 号 資 って す 資 産 監 産 る \mathcal{O} 契 移 督 交 約 換 転 を 受 業 を を け 締 継 者 結 続 7 が 的 L 11 て る 外 に 又 玉 状 1 は 態 な 所 反 に 在 1 復し な 暗 号 1

号 産 \mathcal{O} 移 転 に 係 る 通 知 義 務)

第

以下こ 者 等 者を る法 + 換 0 顧 暗 条暗 暗 律 業 客 1 号 \mathcal{O} کے 者 \mathcal{O} 号 第 資 五資 11 条 及 資産 当 産 又 1 う 以 は 該 政 条 0 暗 交換 び 下 令 第 外 移 号 移 第 玉 資 で 転 転 業 <u>-</u>+ 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 七 暗 を を 産 者 受け 号 条 顧 \Diamond 項 行 交 · 二条第 客とし 等 資 換 に る う に に な 玉 場 業 規 産 る 委 者 定 交換 合 者 1 又 託 て 7 は す で に は 取項 業 L 暗 地 る あ な 第三 て 号 他域 外 者 って 1 顧 資 て \mathcal{O} 玉 1 に 客 뭉 るも 資 産 暗 所 暗 カコ に \mathcal{O} 号 号 金 在 他 5 資 管 資 決 お す 依 \mathcal{O} \mathcal{O} 該 を 理 産 る 産 済 暗 移 頼 1 を当 交換 を受け ŧ 号資 転 て 交 に 11 う。 . 関 換 を受 同 \mathcal{O} を 該 す 産

2

暗

号

· 資

交

者

 \mathcal{O}

暗

号

産

交 \mathcal{O}

換

業

者

Ò

この

 \mathcal{O}

規 産

定

又 換

は 業

れ は

12

相 他

当

す

る

外 資

玉

法

令

 \mathcal{O}

規 等

定 か 暗号資 客の 項その 依頼 転を

産

交換

八業者等 を受け

当

委

託 号

を受け して

た者を 管

除

た

 \otimes 他

に

当

該 項 顧 資 行

移 で

転

に

係

る暗

資 \otimes 顧

産

 \mathcal{O}

理をす を当 る本

んる他 <

 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 0

事

主

務 Ü

省令で定 当該受取

る名に

の係

該 人

受特取定

事 該 移

を

行

た

に 他

対

L

て

うとき

又は

受

客

に

対

す

る当

 \mathcal{O}

暗 号

産交換 客及

業者等に

委

託 顧

するとき

は

当 該

又は

当

該

委

託

た

者

に 該

通

知

行

わ

なけ

れ

ば

なら

新 設

ら又 項 産 け なは 資 い当 主 換 き た 産 \otimes 涌 。該 場 交 に 務 知 換 当 省 合 を 再 又 委 業 該 令 等 は に 受 者 移 で け 託 お 定 再 を 等 転 取 7 11 受 \Diamond 委 7 暗 顧 け 当係 る 託 客 す た 該 る 事 に 資 者 再 暗 項 る 対 該 産 号 す に 委 移 \mathcal{O} 託 資 限 き 通 る 転 移 る。 当 知 を産 は を 転 受 該 L \mathcal{O} \mathcal{O} 管 移 け 7 当 取 委 た 行 理 を 顧 転 者 わ を 通 を 客 又 該 な を す 知 他 に は け 除 る 受 \mathcal{O} 対 再 取 係 暗 れ 他 委 L ば \mathcal{O} 顧 る 号 7 託 事 な 暗 客 資 を 行

弁 護 士 等 に ょ る 取 引 時 確 認 等 に 相 当 す る 措

置

第 二的及十 7 日条確び二 本第に保条 弁 二行存 護項う、弁 士第た取護 連四め引士 合十の記等 会六措録に の号置等よ 会ににのる 則揭相作取 でげ当成引 定るす及時 め特るび確 る定措保認 と事置にが、存確認 にのいに記 よ例てこ録 るにはれの `ら作 準 じ第を成

時 弁 確護第 認士五 に連条 相合の 当 会規 すの定 る会は 措 則 置の前 に規項 つ定の いに規 てよ定 りに 準 用弁よ す 護 り る一生定の がら 行れ うた 取日 引本

3

略

第 条のる十 に規事三捜 規定項条查 定に す よ特国関 る る定家等 届複公へ 玉 家出合安の 公に観委情 安係光員報 委 る施会提 員事設は供 会項区 `域疑 \mathcal{O} 職第整わ 務八備し に条法い 第 取 相 当こ百引 すの九の る条条届 職及第出 務び一に を次項係

> 弁 護 士 等 に ょ る 本 人 特 定 事 項 \mathcal{O} 確 認 等 に 相 当 す る

> > 措

2 第 特弁 日かにの定 + 護第本ら 相作事 士五弁第 当成項条 連条護四 す及の 項 合の士十 るび確弁 会規連九措保認護 確 の定合号 認 置存 会は会ま に並確等 に 相則 のでつび認に 当の前会にいに記よ す規項則掲 てこ録る る定のでげはれの顧 措 に規定る ら作客 第を成等 よ定め特 りにる定 二的及又 より定る 事条確びは つ弁 護 業第に保代 1 士 二行存表 準等 めにの項う よ例第た取等 用がら 行れるに す 四め引の うた 準十の記本 本日 じ六措録人 人本 て号置等特

3 略 事

定

 \mathcal{O}

置

に

7

機

第 条のる十 に規事三 規定項条查 定に す よ特国関 る る定家等 届複公へ 玉 家出合安の 公に観委情 安係光員報 委る施会提 員事設は供 会 項区 域 疑 \mathcal{O} 職第整わ 務八備し に条法い 第 取 相 こ百引 当 すの九の る条条届 職及第出 務び一に を次項係

、件げ第若る員け二的員警情理行 このる十し組へた十独、察報しう れ捜罪条く織以者二占税職」又外 を査又第は的下に年の関員とは国 検又は三同犯こ限法禁職又い分の 察は麻項項罪のる律止員はう析機 官犯薬の第処条 第 及 , 国 等則特罪二罰に一五び徴税 、号法お若十公税庁が結ら に事例 提件法麻二第いし四正吏、検果提 供の第薬に二てく号取員国察へ供 す調六特掲条「はご引、税官以さ る査条例げ第検証第の公局 `下れ もに第法る二察券百確正若検った の資三第罪項官取一保取し察疑情 とす項二、第等引条に引く事わ報 するの条組一一等第関委は務し並 ると罪第織号と監一す員税官いび。認に二的イい視項る会務若取に め係項犯若う委の法の署し引こるる条罪し、員指律職のくにれ るる各罪し 員指律職のくにれ と刑号処く)会定(員当は関ら き事に罰はにのを昭へ該司すを は事掲法ロよ職受和私職法る整

ず該し四し項四十~ る違て項くの条八是 反いまは規第条正 とをるで第定一命 が是と又四に項行令 正認は項よ若政 **`**りし庁 すめ第 るる九第読くは る たと条六みは、 めきか条替第特 、え二定 必はら 要 、第第て項事 な当十七適 二業 措該条条用こ者 置特の、すれが を定五第るらそ 事ま八場のの る業で条合規業 べ者の第を定務 きに規一含をに こ対定項む同関 しにか。 条し 、違ら 第で 命当反第若五第

第 ず該し三し項四十へ 違て項くの条八是 反いまは規第条正 とをるで第定一命 が是と又四に項行令 正認は項よ若政し 、りし庁 すめ第 るる九第読くは たと条六みは、 めきか条替第特 必はら 、え二定 、第第て項事 な当十七適へ業 措該条条用こ者 置特の、 すれが を定三第るらそ と事ま八場のの る業で条合規業 べ者の第を定務 きに規一含をに 対定項む同関 しにか。 条し 、違ら)第て 命当反第若五第

←供の 以第十し組 ← た十独 略す調く 二条〈織以者二占税職」又外 る査は項第は的下に年の関員とは国 もに第各三同犯こ限法禁職又い分の の資七号項項罪のる律止員はう析機 とす条に若第処条。第及 、国 するの掲し二罰に 五び徴税 るる又十掲条「は〕引 、税 官 以 さ と刑は一げ第検証第の公局 下れ き事麻条る二察券百確正若検「た は事薬の罪項官取一保取し察疑情 、件特罪、第等引条に引く事わ報 この例、組一一等第関委は務し並 れ捜法麻織号と監一す員税官いび を査第薬的イい視項る会務若取に 検又六特犯若う委の法の署し引こ 。員指律職のくにれ 察は条例罪し 官犯第法処く) 会定へ員当は関ら 等則三第罰はにのを昭へ該司すを に事項二法ロよ職受和私職法る整

提件若条第若る員け二的員警情理行

の条庁 略

2 第 一行 前十 び五 政 号 第 第一庁 項 に 九は 規 定 同 定る規項 に め特定 に か る定 す 定 か るめ わ 引項業特る 5 ず 者 定行 事 政 を 除 業庁 次 < ° 者 及 に び 掲 第財 げ る に 務 係条大 事 第臣 項 る 第 لح に 九項す 関 第る十 条 す 及十 る

も含た た決等 等る 電 済 む \Diamond 取 事 電 取 を 子 \mathcal{O} 手引 引項子十) 決 が 済 業 及 決 条 掲 条 者 び 済 に げ に 資 除 段業 決 電 者 < 子 \mathcal{O} 本 手 移 第手 決 が \mathcal{O} 邦 段 段 済 転 顧 顧 + 条等 等 内 手 客 客 \mathcal{O} の取事事 に取段 依 で カコ 三 お引 5 \mathcal{O} 頼あ い業て者 に 移 を る 受 業 受 者 取定者 転 け に のに に 顧め 4 よ委 た 限客る係 場る。 行 つ託 事る 7 他項第 又 合 わ れ行は で \mathcal{O} + るわとれ 電電条 再 あに 委 0 対 子子 \mathcal{O} きる託 て す 決 決 に を受 る に ₽ 済 済 手手定 係の受そ電るをけの子 係の 段段 \Diamond

10 れ 行 顧及 る 託 け 客 る び 暗の わ (略) 者 れ か 第 号 た 又 るも は場 に +5 合 限受条産 再 る取の五 係 \mathcal{O} 委 交 で るも 顧五換 を あ 託 含 客に 業 を 0 受 て、 定者 0) む。 に を除 け 対他め 12 た そ す \mathcal{O} る 係 < <
...
< が暗 \mathcal{O} る暗事 る 本邦 号 た 暗 号 項 第 資 資 \Diamond 号 + 内 産 \mathcal{O} 資産暗条 交 号 に 暗 交 産 \mathcal{O} 換 換 資 お 号 兀 \mathcal{O} 業 資 産 資 移 業 産 1 に 者 て 交 転 定 の換 \mathcal{O} に \mathcal{O} \mathcal{O} 8 お移依顧業の転頼客者 4 る 行 事 て でが を 項

3

(

主 条大 臣 等 0) 法 律 に お け る 主 務 大 臣 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ

2 第 前十行 の条庁 略

『るお取手転の者 行い引段の顧が 及子 業 び 決 者 第済 業の 7 依客顧 政 項 の者移 + に 第 庁 頼 で客 手 条段係 は 4 に 転 を あか 規 受 等 る条 定 ょ るらの 行 三取に引 者 受 け 委 取第第 前 b 0 に て に取 項 れ 託 た 九 カン 定業 に る 行 又 場限顧 条項か 合る客め者 及 لح わは 第 定 わ び 8 き れ再 で るに + 5 ず 他事係第五 委 あ る に る 係 にの項る 号 行 も託 0 +て対電 政 る のを 第条に 第 受 す子 電十 に 掲 庁 ŧ を 九 け る決 含 そ 定げ 条 及 \mathcal{O} 子 条 む た の電済決 \Diamond る に を \mathcal{O} び 財 除 電 た 子手 済 る特 規 手に 務 子 め決段 事定 定 の済等 が決 段定項事 す 大 臣 本 済 電手取 等め 並業 る لح 邦 段引 取 る 者 手 子 び 特 決の業 引事にを 関内段 定 済移者業項電除事 等

3 (10 略

臣

第 十主 三 務 条大 この 法 律 に お け る 主 務 大 臣 は、 次 \mathcal{O} لح お ŋ

略) (略) (略) (略) (第四条関係)	別表	(略) (略) (財表 (第四条関係)
(略) (略) 用情報の提供を受けた者も、同	2 ~ 交 4 換	2~4 (略)
でで、		も、同様とする。 のに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者
役若しくは百万円以下の罰金に処し、又は情報」という。)の提供を受けた者は、一		行われるものであることその他の正当な理由が金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引
に必要な情報(以下この条において「暗号資産に付される符号その他の当該役務の提供を受け	たよ	受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下において「暗号資産交換用情報」という。)の提
ける者を他の者と区別して識別することができ業者によりて暗号資産交換契約に係る役務の携	を交受	該役務の提供を受けるために必要な情報(以下請別することかできるように付される名号その
を介しらいに行いているとして、 暗号資れを第三者にさせることを目的として、 暗号資	į _	とう こうに こうに こうにん アナーン 見契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別
おいて同じ。)に係る役務の提供を受けること、為を行うことを内容とする契約をいう。以下こ	項 る に 行	を目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交務の提供を受けること又はこれを第三者にさせること
資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲業者」という。 との間における暗号資産交換	約交換	る契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役二条第十五項名号に撰げる行為を行うことを内容とす
	延掲	写一 正真子子に掲げる庁 あたげる になれずなける暗号資産交換契約(資金決済に関する法律
条 他人になりすまして第二条第二項第三十二		第三十条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間
(略)	2	2 (略)
	三 • 務	三・四(略)
でする事項 前号イからハまでに定める大臣及び財前条第二項に規定する特定事業者に係る同項に規	定	に定める大臣及び財務大臣 一 前条第二項各号に掲げる事項 前号イからハまで
(略)	_	_
, る。	とす	とする。

理等に係るもの特定受任行為の代し、若しくは関連	場ずる者 又はこれらこ寸道 掲げる者 掲げる者 十九号に 十九号に 二項第四 二項第四 二項第四 二項第四 二項第四 二項第四 第二条第 第二条第 (略) (地) (地)	(1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
代理等に係るも ・特定受任行為 変な業務のう をでの五に定める	者 告しくは第四十八 四 十六年法律第二百 四 十六年法律第二百 (略) (略)	係 任 務 し れ 定 は 第 号 二 名